

退職と健康保険

滋賀県農協健康保険組合

1. 退職後の健康保険

- ① 退職まで加入していた健保組合（農協健保）の任意継続被保険者になる。
- ② 国民健康保険に加入する。
- ③ 家族の健康保険の扶養に入る。
- ④ 再就職先で加入する。

2. 継続給付

退職時に傷病手当金または出産手当金の受給者は、退職後も引き続き継続して給付金を受けられる場合があります。

また、出産育児一時金および埋葬料についても、退職後に受けられる場合があります。

① 傷病手当金

退職前から傷病手当金を受けているか、受けられる条件を満たしている場合は、退職日まで1年以上継続（任意継続加入期間を除く）して被保険者であり、その病気、ケガが治るまで引き続き傷病手当金の支給を受けられます。なお、傷病手当金の支給を受けられる期間は、支給が始まった日から通算して通算1年6か月です。ただし、退職後労務可能となった場合は、支給は打ち切りとなります。また、失業保険および老齢年金との併給はできません。

② 出産手当金

退職前から出産手当金を受けているか、受けられる条件を満たしている場合は、退職日まで1年以上継続（任意継続加入期間を除く）して被保険者であることを条件として、産前あるいは産後休職期間中に退職したとしても、引き続き期間満了まで出産手当金が支給されます。

③ 出産育児一時金

退職日まで1年以上継続（任意継続加入期間を除く）して被保険者であった者が、退職後6か月以内に出産したときは、出産育児一時金を受け取ることができます。

④ 埋葬料（費）

被保険者が退職後3か月以内に死亡したとき、あるいは傷病手当金、出産手当金の支給を受けている間に死亡したとき、または、これらの給付を受けなくなってから3か月以内に死亡したときは埋葬料（費）が支給されます。

3. 任意継続

(1) 任意継続被保険者とは。

退職後、次の就職先が決まるまでの間の制度で、最長2年間、引き続き任意継続被保険者として健康保険に加入することができます。

(2) 資格要件

資格喪失の前日まで継続して、被保険者期間が2か月以上あること。

(3) 申請期限

資格喪失後、20日以内に健保組合に申請すること。

(本人の申請があっても、事業所からの喪失届が届いていないと処理できません。)

(4) 保険料

① 全額本人負担となります。(事業主負担がなくなります。)

② 保険料の算定基準は、AもしくはBのどちらかの低い方となります。

A	退職時の標準報酬月額
B	令和6年度任意継続被保険者の標準報酬月額 (320,000円)

③ 令和6年度保険料率

健康保険料 11.0%

介護保険料 1.8%

(介護保険料は40歳以上65歳未満の被保険者および特定被保険者)

④ 国民健康保険の保険料と比較することをお勧めします。

(5) 保険料の納付方法 (いずれか)

① 毎月納付

② 前納

(6) 任意継続の資格喪失について

加入できる期間は最長で2年間です。但し、次のいずれかの事由に該当する場合は資格を失います。

① 就職により他の健康保険に加入した場合。

② 被保険者本人が死亡した場合。

③ 納付期限までに保険料を納めない場合。

④ 後期高齢者医療制度に該当した場合。

⑤ 本人の希望により資格喪失した場合。

(7) 保険給付

通院・入院・訪問看護とも医療費の3割又は2割を自己負担。その他の保険給付についても、一般被保険者と同様に受けられます。

ただし、任意継続被保険者については、出産手当金、傷病手当金は支給されません。

以上